

平成19年から

市県民税が変わります

…国から地方への税源移譲…

市民に身近な行政サービスを効率よく行えるように、国の所得税から地方の市県民税へ税源の移譲が行われます。これに伴い、平成19年度から市県民税が増えますが、所得税が減るため、納税者一人ひとりの税負担は変わりません。

なぜ変わるの？

地方は、国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており、行政サービスを実施する上で国の定めた基準に従うなど、必ずしも地方の実情に合わない面がありました。

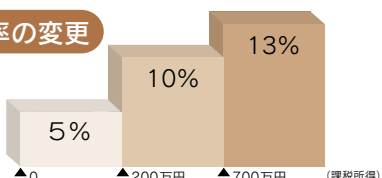
このため、地方が自主的に財源を確保し、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任で、より効率的に行えるよう、国から地方へ3兆円規模の税源を移譲するものです。

どう変わるの？

市県民税の税率を10%に統一
市県民税の税率は、個人の所得に応じて5%、10%、13%の

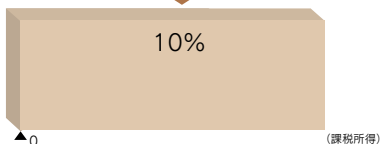
市県民税の税率の変更

平成18年度分まで



すべて10%に統一

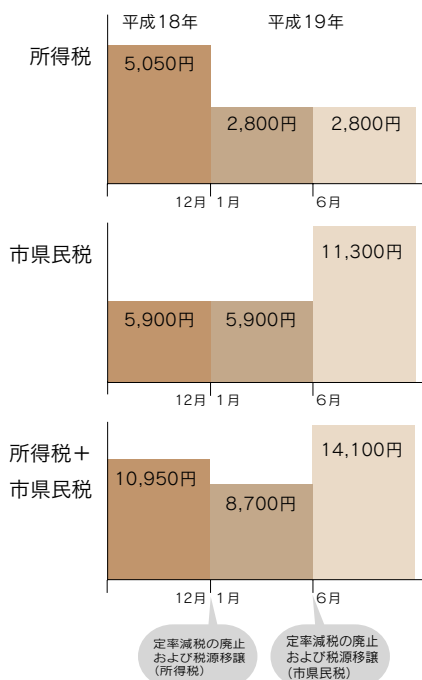
平成19年度分から



3段階の構造になっていた。これを所得の多い少ないにかかわらず、10%（市民税6%、県民税4%）に統一することになりました。

毎月の税額が変動していくイメージ

（給与収入500万円、夫婦と子ども2人の場合）

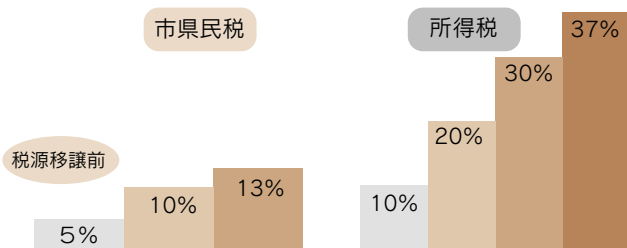


いつから変わるの？

給与所得者と年金受給者は、平成19年1月から所得税（源泉徴収分）が減り、その後6月から市県民税が増えます。

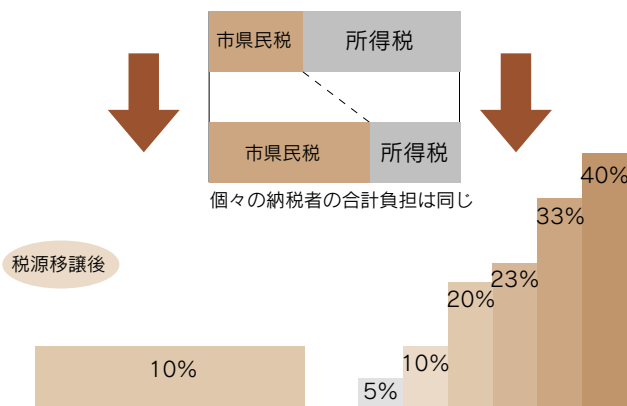
事業所得者は、平成19年6月分から市県民税の額が先行して増えますが、平成20年3月の確定申告で所得税が減ることとなります。

税源移譲による市県民税と所得税の税率の変化



税の負担が増えるの？

個人の税負担は変わりません
ご安心ください。市県民税が



《ここは注意！》

市県民税と所得税の定率減税が廃止されるため、平成19年から税の負担は増えますが、これは税源移譲とは別に行われるものですので、ご注意ください。

増えても、その分所得税が減ります。市県民税の最低税率が5%から10%に引き上げられても、所得税は逆に最低税率が10%から5%に引き下げられるので、税源移譲の前後で「市県民税」と「所得税」を合わせた納税者個人の税負担は変わりません。

二つのモデルケースで 税額の変化を計算すると…

モデル①

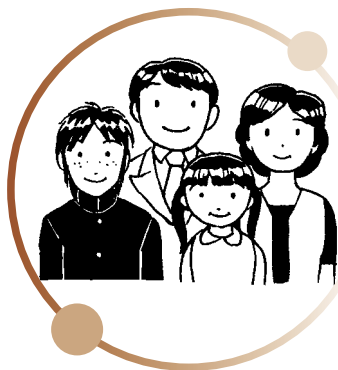
給与所得者の場合

条件 年収500万円

夫婦と子ども2人

(子ども1人は特定扶養)

	平成18年		平成19年	増 減
市県民税	74,300円	→	139,500円	+65,200円
所得税	107,100円	→	59,500円	▲47,600円
市県民税 + 所得税	181,400円	→	199,000円	+17,600円 (定率減税廃止 による増)



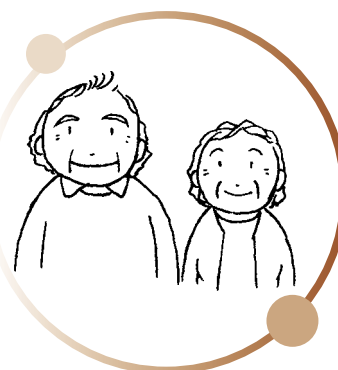
モデル②

年金受給者の場合

条件 年収250万円

65歳以上の夫婦2人
(配偶者は70歳未満)

	平成18年		平成19年	増 減
市県民税	27,700円	→	50,500円	+22,800円
所得税	37,300円	→	20,700円	▲16,600円
市県民税 + 所得税	65,000円	→	71,200円	+6,200円 (定率減税廃止 による増)



ちょっと待って！

6月の給与から急に
税金が高くなった？

税金が給与から天引きされる方は、市県民税と所得税の制度の違いによって、平成19年1月から5月まで一度税額が低くなり、6月からまた高くなります。

これは、所得税が1月から12月までの間にその年の税金を納めるのに対して、市県民税は6月から翌年5月までの間にその年の税金を納めるため、**所得税**

の減額が市県民税の増額より先に行われるからです。



もらう年金は同じなのに
税金が2倍になった？

公的年金から天引きされている所得税をお忘れではありませんか。

年金を受給している方は、所得税は天引きですが、市県民税

【問い合わせ先】
税務課課税班
☎ 62-5321

は年金から天引きされるわけではありません。このため、自分で支払っている税金は市県民税だけだと思っている方が大勢います。

「年金振込通知書」に書かれている所得税額を、昨年のもので比較してみてください。所得税は減っているはずですよ。

また、税制改正については、社会保険庁からも別途お知らせする予定ですので、そちらも合わせてご確認ください。

平成19年度の あなたの市県民税額を計算してみましょう！

STEP 1 平成18年度の市県民税額は、いくらでしたか？

① 円

STEP 2 定率減税がないと、いくらだったのでしょうか？

①の金額	計 算 式
4,000円未満の方	4,000円
4,000円以上 25万600円未満の方	(①-4,000円)×1.081+4,000円
25万600円以上の方	①+20,000円

定率減税をしない場合の18年度の市県民税額(概算)は

② 円

(100円未満の端数切り上げ)

②-①= 円 は、これまで定率減税によって軽減されていた額です。

STEP 3 平成19年度の市県民税額は、こうなります。

②の金額	計 算 式
6,500円未満の方	②の金額
6,500円以上 10万4,000円未満の方	(②-4,000円)×2+1,500円
10万4,000円以上 60万円未満の方	②+97,500円
60万円以上の方	(②+306,000円)×0.770+1,500円

平成19年度の市県民税額(概算)は

③ 円

☆税源以上によって増える(減る)額

③-②= 円 は、そのぶん所得税が減り(増え)ます。

※このほか、所得税と市県民税の定率減税の廃止による影響があります。

税額は、あくまでも目安です。

実際の税額は、毎年の収入の状況や家族構成等により異なります。